

第2回かまえ

最優秀賞 1点 蒲江地域特産品 10,000円分相当  
優秀賞 3点 蒲江地域特産品 5,000円分相当  
佳作 5点 蒲江地域特産品 3,000円分相当



# フォトコンテスト

- 応募期間/ (当日消印有効)  
令和8年1月5日(月)～令和8年1月30日(金)
- 対象範囲/ (蒲江地域のものに限ります)  
佐伯市蒲江のイベント・祭り・観光名所・風景

## 蒲江の出会いを感動を 写真で見せてください



**応募期間:** 令和8年1月5日(月)～令和8年1月30日(金) (当日消印有効)  
**審査方法:** 令和8年2月中に審査員による審査会を行います。  
**応募資格:** 個人による応募とし、プロ・アマや年齢は問いません。どなたでもお気軽にご応募ください。

**個人情報の取り扱いについて:** 応募者からいただいたすべての個人情報は、本コンテストにのみ使用いたします。

### 〈応募規約〉

#### 応募に関する要件、注意

- [1] 応募できる作品は佐伯市蒲江地区内で撮影された写真とし、応募者が自ら撮影した未発表の作品に限ります。なお、撮影日や時期については不問とし、過去に撮影した作品も対象とします。
- [2] デジタル作品のみ(JPEGに限る)とし、「モノクロ/カラー」「横位置/縦位置」は問いません。ただし、組み写真は不可とします。
- [3] 撮影に際しては安全確保に十分注意し、危険な場所に立ち入らないでください。なお、撮影に起因する事故やトラブルの責任は一切負いかねます。
- [4] お一人様3作品まで応募いただけますが、入賞は1作品とさせていただきます。なお、応募票はコピーでも構いません。
- [5] 本コンテストの審査結果に関するお問い合わせやクレームには応じかねますので、あらかじめご了承ください。
- [6] 応募者の住所、転居先が不明等の場合は、入賞を無効とさせていただきます。
- [7] 応募規約をすべてお読みいただき、同意をいただける方のみ応募ください。なお、ご応募いただいた方は本規約に同意をいただいたものとみなします。

#### 応募方法

- [1] 申込みフォームから、または蒲江地域創生支援協議会のInstagramアカウントをフォローしてDMで送付もしくは写真データ(JPEG)が入った電子記録媒体(CD等)を郵送にてご応募いただけます。なお、郵送された電子記録媒体は返却しませんのでご注意ください。
- [2] 応募作品は未加工・未処理にてA4判サイズにプリントして審査します。
- [3] 申込みフォームまたは応募票に住所、氏名、連絡先及び写真の撮影場所・タイトルを記入し同封してください。作品1点につき1枚の応募票を必ず添付してください。応募票はコピーでも構いません。
- [4] 写真媒体で郵送の場合は〒876-2492大分県佐伯市蒲江大字蒲江浦373番地1(佐伯市蒲江振興局) 蒲江地域創生支援協議会「かまえ」まると、フォトコンテスト」係まで

#### 審査方法等

- [1] 審査日 令和8年2月中
- [2] 審査員(予定) 蒲江地域創生支援協議会会長・蒲江地域創生支援協議会委員2名
- [3] 審査基準 佐伯市蒲江地区内で撮影された写真であること。(撮影日・時期・ジャンルは不問)  
※原則として1人の応募者に対して入賞作品は1点とします。
- [4] 審査結果発表 審査結果は佐伯市ホームページ又はInstagramにて発表し(令和7年2月予定)、入賞者へは個別にお知らせいたします。  
※コンテスト終了後、作品についてはかまえインターパーク地域総合案内所にて展示します。(令和8年3月末までを予定)
- [5] 各賞  
最優秀賞(1点) 蒲江地域特産品 10,000円分相当  
優秀賞(3点) 蒲江地域特産品 5,000円分相当  
佳作(5点) 蒲江地域特産品 3,000円分相当

#### 承諾事項

- [1] 応募の時点で、応募者は本募集要領に記載の諸条件に同意したものとみなします。
- [2] 本募集要領に取り決めのない事項については、主催者の判断により決定します。
- [3] 応募にあたっては、応募者は事務局の運営方法に従うものとし、異議を申し立てないものとします。

#### 責任事項

- [1] 作品の被写体に関する肖像権その他の権利は、必ず承諾を得たうえでご応募ください。
- [2] 主催者に写っている被写体によって発生する肖像権・著作権侵害等の責任は負いかねます。必ず権利者・被写体本人等の承諾を得たうえでご応募ください。
- [3] 応募作品の取扱いは十分に注意しますが、万一の事故に対する責任は負いかねます。

#### 応募者の権利

- [1] 応募された作品の著作権は撮影者に帰属します。
- [2] 主催者は応募作品に関して以下の「主催者の権利」を持つものとします。

#### 主催者の権利

- [1] コンテスト事務局は、必要と判断した場合には応募規約を変更できるほか、適正な運用を確保するためのあらゆる対応をとることができるものとします。
- [2] 公序良俗に反したり、第三者を誹謗中傷あるいはプライバシーを侵害する恐れのあるもの、法令等に違反または犯罪行為に結びつくような作品と判断した場合は無効となります。
- [3] 応募規約に違反した場合は、入賞決定後でも入賞取り消しとなる場合があります。
- [4] 応募作品はウェブや冊子等に掲載する場合があります。
- [5] すべての応募作品は、広告宣伝・プロモーション・各種イベント等に無償で使用させていただきます。
- [6] コンテストサイトの利用または利用不能により生じる損害について、主催者は一切責任を負いません。

#### ◎お問い合わせ(事務局)

〒876-2492 大分県佐伯市蒲江大字蒲江浦373番地1 佐伯市蒲江振興局内  
 蒲江地域創生支援協議会「かまえ」まると、フォトコンテスト」係  
 電話:0972-42-1111 FAX:0972-42-1119

### ●かまえフォトコンテスト応募票 ※多数ご応募される場合はコピーしてください

ふりがな	性別	年齢	電話番号
お名前	男・女	歳	
〒	撮影場所		
ご住所			
作品名	応募点数	撮影年月日	
	点	年	月 日

申し込みフォーム→



Instagram→

